# 10月から 幼稚園・保育所等 の利用料が 無償化

問 社会福祉課子育て支援係　TEL 45-1621

令和元年 10 月 1 日から、３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料が無償化されます。
住民税非課税世帯の子どもは、０歳から２歳も無償化の対象となります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども ...A

### 対象者・利用料

#### Ⅰ ３歳から５歳までの子ども

（1）３歳から５歳までの全ての子どもの利用料が無償化されます。
ただし、幼稚園については月額 25,700 円までの利用料が無償化されます。

（2）無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前までの３年間です。
※ 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満３歳から無償化されます。

（3）通園送迎費、給食費（主食費、副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第３子（※ 1）（※ 2）以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
※ 1：保育所等を利用する子どものカウントは、Ⅱ（2）のとおり。
※ 2：幼稚園等を利用する子どものカウントは、小学校 3 年生からとする。

#### Ⅱ ０歳から２歳までの子ども

（1）０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されます。
ただし、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

（2）子どもが２人以上の世帯の利用料は、保育所等を利用する最年長の子どもを第１子とカウントして、０歳から２歳までの第２子は半額、第３子以降は無償となります（★ 1）。
※ 年収 360 万円未満相当世帯については、第１子の年齢は問いません（★ 2）。

（3）年収 640 万円未満相当世帯の利用料は、18 歳未満の児童から数えて第 3 子以降は無償となります。

### 対象施設・事業

（1）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）
※ 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子ども ...B

問 学校教育課学校教育係　TEL 45-1641

### 対象者・利用料

（1）無償化の対象となるためには、市に申請いただき「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（2）幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

## 認可外保育施設等を利用する子ども ...C

### 対象者・利用料

（1）無償化の対象となるためには、市に申請いただき「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※ 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（2）３歳から５歳までの子どもは月額 37,000 円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額 42,000 円までの利用料が無償化されます。

### 対象施設・事業

（1）認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

## 就学前の障害児の発達支援を利用する子ども ...D

#### Ⅰ ３歳から５歳までの利用料が無償化



## 給食費（主食費・副食費）について

保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。
給食費の金額については、利用されている保育所等にお問い合わせください。

## ３歳から５歳までの幼稚園・保育所等の利用料無償化のイメージ

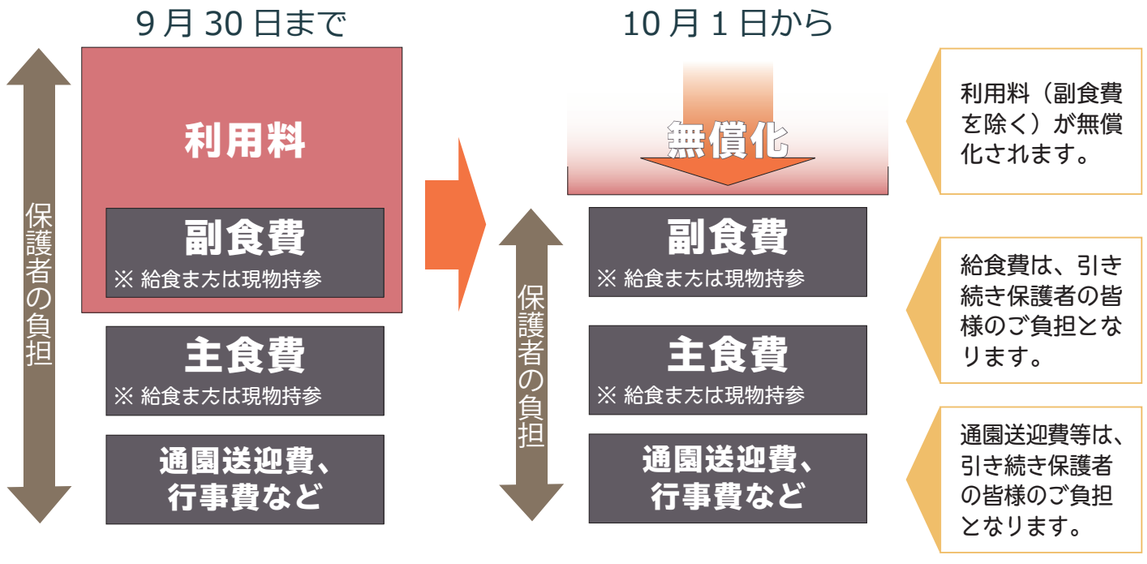


## 利用料無償化早見表

| | 利用施設 | 所　得 | ０歳～２歳 | ３歳～５歳 |
|---|---|---|---|---|
| A | 幼稚園 | 年収 360 万円以上 | | 無償<br>※月額上限 25,700 円 |
| | | 年収 360 万円未満 | | |
| | | 住民税非課税 | | |
| | 保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業 | 年収 360 万円以上 | 第２子半額、第３子無償　★1 | 無償 |
| | | 年収 360 万円未満 | 第２子半額、第３子無償　★2 | |
| | | 住民税非課税 | 無償 | |
| B | 幼稚園の預かり保育 | 年収 360 万円以上 | | 無償<br>※要 保育の必要性の認定<br>※月額最大 11,300 円 |
| | | 年収 360 万円未満 | | |
| | | 住民税非課税 | | |
| C | 認可外保育施設等 | 年収 360 万円以上 | | 無償<br>※要 保育の必要性の認定<br>※月額上限 37,000 円 |
| | | 年収 360 万円未満 | | |
| | | 住民税非課税 | 無償<br>※月額上限 42,000 円 | |
| D | 就学前の障害児の発達支援 | 年収 360 万円以上 | | 無償 |
| | | 年収 360 万円未満 | | |
| | | 住民税非課税 | | |